

つうしん ぽっぷ・インみたか通信

発行：NPO法人 障害者生活支援センター インみたか

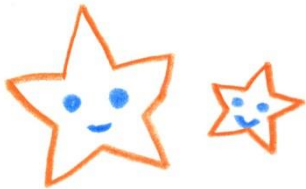
発行日：平成26年3月31日

No. 31

三鷹市障がい者相談支援センターぽっぷ
〒181-0013 三鷹市下連雀4-15-18-2F
TEL 0422-71-0901 FAX 0422-26-5141
メール poppu@dream.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~poppu/>

障害者生活支援センター インみたか
〒181-0013 三鷹市下連雀4-15-23-A102
TEL 0422-71-0902 FAX 0422-24-6266
メール in-mitaka@iaa.itkeeper.ne.jp
ホームページ
<http://www6.ocn.ne.jp/~poppu/inmitaka/index.html>

楽しかったね! ぽっぷクリスマス会

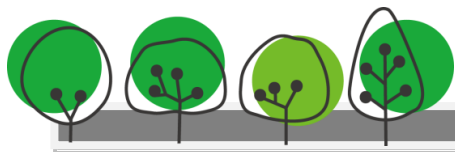


今回のぽっぷクリスマス会は
ひと味違った!



毎年恒例のぽっぷクリスマス会。今年はお決まりのコミセンを飛び出し、三鷹市公会堂のC-CAFEでの貸切パーティー。慣れない場所でのセッティングにスタッフはバタバタする中、参加者の皆さんは場をわきまえて、少し大人の雰囲気。でも、合田さんのライブでは大合唱! TASKEさんのパフォーマンスでは大笑い。終わりの場面では大人しめに踊りだす方もいらして、楽しいひとときを過ごしました。カフェの料理もボリュームがあっておいしかった! また次回のクリスマス会はどうなるか? お楽しみに!

インみたか 平成25年度第2回ヘルパースキルアップ研修報告



障害者生活支援センター インみたか所長 小林 延芳

3月1日(土)『ヘルパーが持つべきプライドとプロ意識とは? ~障がい者の地域生活とヘルパーの所得保障を求めて~』というテーマで、ヘルパー研修を行いました。

講師は、国立で『障害者介助ゴールドマンケア』という介助事業所を営む樋口拓朗さん。樋口さんは『かりん燈(※)』の活動に参加する中で「障害者の地域自立生活のためには障害者の介護保障と介助者の生活保障の両立が欠かせない」という問題意識を持ち、事業所を立ち上げ運営されている方です。

講義では、『介助という仕事について』『介助者の生活保障のために事業所・行政ができること』『介助者に求められること』『介助者のプロ意識とは何か?』が樋口さんから話されました。



その後の質疑では参加者から、「プロの介助者として何を意識するか?」「かりん燈の今後の動向」「プロのヘルパー像として、事業者や行政にもものを言うヘルパーが必要では?」「人と人が交わる仕事なのに、普通の人間関係を作らないように決まり事を守らせるのが事業所の仕事になっている。そこから抜け出すアイデアはないか?」などの質問が出ました。樋口さんは一貫して、『介助者が、介助を仕事として生計を立てていけるようにする努力』が事業所・行政に必要で、介助者も高い報酬をもらうためには高いプロ意識を持って介助に臨む必要があることを話していました。

また、制度が整っていくにつれ、どう自分らしく生きてゆくのか、という生活の主導権を、障がい者に握らせない方向に進んでいるのが現状という指摘もされていました。そこから、障がい者が主導権を取り戻し、介助者の所得を保障していく手段として、『自薦ヘルパーを使いやすくすること』や、『パーソナルアシスタント』という考え方に、可能性があるとのこと。いずれも、利用者とヘルパーが、直接色々な話をし、介助日程も決めることによって、『双方がともにそれぞれの生活を責任をもって着ていこうという関係』に近づくのが鍵になるようです。

今回の研修のメインテーマであった『プロ意識』については、支援者それぞれに思うところ、考えるところがあるでしょう。僕は講義や質疑応答を聞いて、『利用者がヘルパーに対して求めていることを察し、考え、順応する。利用者の求めに対し、時には友人に、時には手足に、時には水先案内人に、時には黒子となって、その役割を果たす』ことが『プロ意識』ではないかと考えました。

研修後の打ち上げ(飲み会)には、樋口さんも参加いただき、今後の介助者の生活保障運動について白熱した議論となりました!あと、無償の愛も生活に欠かせないなんて話も…。無償の愛は、樋口さん

の考えるプロ意識の中に出てきたキーワードなのですが、それが色々展開して「なるほどなー」な話なのですが、長くなるので、また別の機会に。

今年度、インみたかの中で、ホットな話題がヘルパーの労働問題でした。研修を経て、ヘルパーが不安なく生活を続けていくために、労働環境の改善に取り組んでいかななくてはと、決意を新たにしました。また、ヘルパーの労働問題だけでなく、福祉労働の現状を広く社会全体に知ってもらうことが必要で、その先に障がいがある方もない方も、老いても自分らしい人生を送れる社会が作られていくのではと思っています。

今回、公開講座としたので、外部関係機関の方にも多く参加していただきました！参加していただいた方には、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。



※かりん燈 正式名称は「かりん燈～万人の所得保障を自指す介助者の会」は過重労働、低賃金という労働環境で多くの介助者が辞め、倒れていくなかで、「介助者」としても自分たちの生活のこと、それから障害者の地域生活の現場のことを考え、声を上げていく必要があるという思いから2006年11月に関西で結成された。2009年の東京企画をきっかけにかりん燈関東(仮)が設立された。



ちょうふ どうじしゃ かい 調布の当事者の会



どうじしゃしょくいん うたはら ゆたか インみたか当事者職員 歌原 豊

ちょうふ どうじしゃ かい まいつきさんか まいつきだいいちきんようび じ ちょうふそうごうふくし
調布の「当事者の会」に毎月参加しています。(毎月第一金曜日19時から21時、調布総合福祉センター
などで開催。時々違う日にやっています) 参加者は知的障がい当事者の人が中心となり、いろんな地域から
集まってやっています。

会は、お出かけ等の打ち合わせ、日頃たまっている事の話など、事前に話す内容は決まっていますが、予定していた内容はその日によって突然、まるっきり変わったりもすることもあります。

お出かけは企画から実行まで当事者がおこなっています。バーベキュー、花見などの時なども、調べものをしたりチラシを作ったり各自できることをそれぞれ集まってやっています。参加者は個性的でいろいろな人がいたりしますが、支援者もいろいろ。じーっと見守っていてトラブルが起こるとでてくる人、その都度わからないことにフォローしている人いろいろなかたちかわっている。

かいしゅうりょうご ちか いざかや に じかい たの
会終了後、近くの居酒屋で二次会をするのも楽しみにしているかたも…。

みたか ひと さんかおけー おも きょうみ ひと うたはら
三鷹の人も、たぶんだれでも参加OKだと思うので、興味のある人はぽつぽつ歌原まで(0422-71-0901 ぽつぷ)。三鷹組がいなくてさみしい歌原からお知らせでした!

こんにちは！新人ヘルパーさん！



インみたかでは新しいヘルパーさんがちよとずつ増えてます。

皆さん、どうしてヘルパーの仕事をしよと思ったのか？ 仕事を始めたとき感じたこと…それぞれにあると思ひます。

初心忘れるべからず！で、最近登録して下さったヘルパーさんのひとり、和田さんから、ヘルパーになったきっかけ、仕事で感じていることを綴っていたいただきました。尚、ぽっぷ職員の和田とは別人です。（ぽっぷ和田より美人☆南雲談）。皆さんの新人のころはいかがでしたか？



“ピンポ～ン” 「インみたかの和田です」

和田 緑

お仕事をさせていただくようになって5ヶ月。毎回かなりの緊張と、今日はどんな出会いだろうとちょっとわくわくしながらお仕事が始まります。そしてドアを背にしてため息・・・反響・・・う～ん・・・よしっ！帰り道を歩き始めます。

こんな私がヘルパーになった理由は“感動！！”したからです。自分が体験したことのない事や、考えてもみなかった事に遭遇し、共感したときに湧き起るプラスの感情が感動です。

私は去年の2月に、20年勤めていた仕事を辞めました。気持ちが動かなくなったからです。何かやりたいことがあったのではありません。でも、今までやってきたサービス業が何か役に立たないかと思ひ、ヘルパーという仕事を考えました。

お客様の立場になり、会話というコミュニケーションで求めるものを引き出し、お飲み物・お料理をお勧めしお出しする。それが飲食店のサービスです。共通点があるのでは・・・？ヘルパーの資格を取るために、職業訓練の学校に通いました。高齢者の方達に順ずる勉強が主です。自分でも高齢者の方達のヘルパーになるつもりでした。

2ヶ月が経ち、「甘かった・・・とても自分にはできそうもない」と思ひ始めていた頃、企業説明会があり、そこに現れたのがインみたかの宮城さんです。教室に入った時、先に宮城さんたちがいらして、生徒20人は一瞬にして緊張してしまいました。私達にとって初めての当事者のかたです。戸惑いました。

でもお話が進むにつれ、空気が変わりました。“自分が自分の思うとおりに自分らしく生きる！”実践している宮城さん。格好いい！！そしてそれをサポートしているこの人達も格好いい！！“感動！！！”気持ちが動いたんです。ちょうど私達はちょっと仕事につまずき、不安を抱えている時期でした。

そして今、その時の殆どの生徒が福祉関係の仕事をしています。私はどうしても格好よくなりたくて、皆さんのお世話になっています。まだまだへなちょこでだめだめですが、これからもよろしくお願ひいたします。

では、今日も“ピンポ～ン！”



そうぞく
相続について②

こんにちは。東京グリーン法律事務所の弁護士の工藤杏平です。

前回のコラムでは、全4回の連載コラムの第一弾として、相続に関する基礎的事項をご紹介します。また、

今回は、第2回として、相続手続きの流れについてご紹介させていただきます。相続手続きの流れを把握するためには、まず全体の流れを見ることが有益です。また、手続きの中には期限が決まっているものがあるので注意が必要です。

一般的な手続きの全体の流れは以下になります。

①相続の開始

相続は人が亡くなったときから開始され、今後の手続き等では基本的に亡くなった日が基準になります。

②遺言書の有無の確認

遺言書はその有無によってその後の相続手続きに影響が出ますので、まずは遺言書の有無を確認します。自筆証書遺言や秘密証書遺言の場合には、家庭裁判所で「検認」という手続きが必要になります。遺言書がない又は遺言書が公正証書遺言の場合には、次の「相続人の調査・確定」へと進みます。

③相続人の調査・確定

法律上、誰が相続人になるのかを戸籍などにより調査を確定します。特に、近時出された非嫡出子の相続分に関する最高裁判決は相続分に影響を与えますので留意が必要です(ここでは詳細は割愛させていただきます)。

④相続財産の調査

相続財産として、何がどれくらいあるのか調査・確認をします。現金や預貯金、不動産などのプラスの財産だけでなく、借金やローンなどのマイナスのものも含まれます。

⑤相続放棄等の手続き

手続きの期間: 相続の開始を知った日から3ヶ月以内(家庭裁判所への請求により一度だけ3か月間の延長可)

「財産も負債も一切相続しない」という場合には、この期間内に、家庭裁判所に対し、相続放棄という手続きを取ります。そのほか、限定承認という手続きもあります。

⑥準確定申告

手続きの期間: 相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内

被相続人(亡くなった人)が確定申告の必要だった人(自営業を営んでいた人など)の場合に必要な手続きです。

⑦遺産分割協議

相続人全員で誰がどの財産を相続するのか話し合いをします。話し合いにより、誰がどの財産を相続するかが決まれば遺産分割協議書を作成します。相続人同士で話がまとまらない場合は、家庭裁判所の調停又は審判を利用することになります。

⑧相続税の申告

手続きの期間: 被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内

相続財産が基礎控除の金額を超える場合や、相続税の特例等を利用しようとする場合に申告が必要になります。相続税については、改正等がありますので、税理士の先生などに相談が必要になる場合があります。

⑨遺産の名義変更等

遺産分割協議の内容に基づいて預貯金の解約や払戻し、不動産の名義変更等を行います。

⑩健康保険・年金等の手続き

被相続人が加入していた健康保険や年金などによって、葬祭費や遺族年金等の支給を受けることができます。支給は自動的にされるわけではなく、手続きをしてはじめて支給を受けることができます。

以上が、大まかな相続手続きの流れとなります。

次回第3回は、遺言書の作成についてご紹介させていただきます。

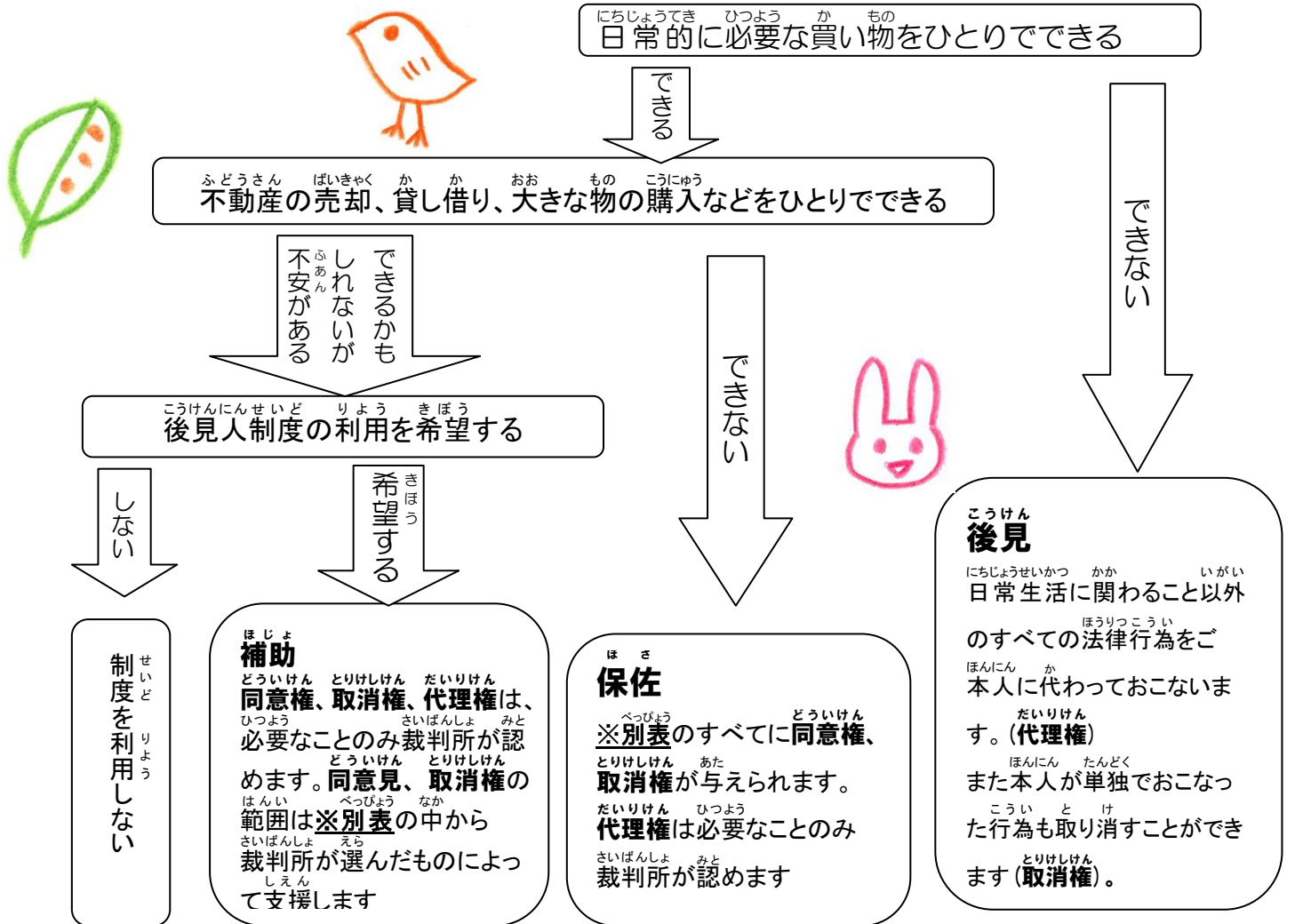
☆イクメン☆工藤先生の法律相談もぜひご利用ください!(ぽっぴで偶数月の第二土曜日開催です)



シリーズ 「後見人制度」って、なあに?

その② 後見 保佐 補助について

前回の記事で 成年後見人制度には、ご本人の事情に合わせ、支援する人を「後見、保佐、補助」の3つに分類しています。3つの違いをざっくりくらべると下のチャートのようにになります。



代理権 ご本人に代わって契約などの法律行為をします。
同意権 何か契約するとき保佐人、補助人がその内容を検討し、同意してもよいか判断します。
取消権 保佐人、補助人の同意を受けずにおこなった契約などを取り消すことができます。

- ※別表**
1. 貸したお金を返してもらうこと
 2. お金を借り入れること、誰かの保証人になること
 3. 不動産などの高価な財産を購入、売却すること
 4. 裁判を起こすこと
 5. 贈与すること
 6. 遺産の分割の話し合いや相続の放棄をすること
 7. 贈与を断ること
 8. 家の新築や増築をすること
 9. 長期間にわたる賃貸借契約をすること

後見、保佐、補助、共に一般的な職務内容は、ご本人の「生活、療養看護および財産の管理に関する事務」になりますが、後見は本人に代わってそれらを実行したり取り消したりできます。保佐は、代理権は特定されますが、同意、取り消しの範囲は広く、補助は保佐よりその範囲が狭まります。いずれの支援者もご本人の意思を尊重し(「意思尊重義務」)、ご本人の心身の状態および生活の状況に配慮する(「身上配慮義務」という2つの義務を負っています。ご本人の気持ちに寄り添うことは法的にも尊重されているのです。

(ぼっぷ 和田 みゆき)



か あ おやこ 噛み合わない母娘



みやぎ とわこ
宮城 永久子

ねんまつねんし じっか かえ
年末年始、実家に帰らなくなった。
ただでさえつか 疲れているのに、実家への じっか おうふく 往復だけで、さら たいりよく しょうもう
休みくらい、自宅でのんびりしたい。
それがほんとう 本当の理由。

けれど、した なか れいぎ
けれど、親しき仲にも礼儀あり。
とし あ 年が明けたので、母に あいさつ 挨拶を、とおもい、すう げつ 数か月ぶりに でんわ
果てしなくつづ 続く母の話をフリーハンドで聞きながしながら、
よこ 横であぐらをかいて しんぶん 新聞をめくる。
わたし
私「ふんふん。それで？」
でんわ
電話は、こちらの ようす 様子が見えず、ある い み べんり 意味、便利。

ぶんけいか
…40分経過。

はは とわこ
母「永久子はどうなの？げんき 元気でやってるの？」
わたし つか
私「疲れた。しごと や 仕事、辞めたい」
かのじょ ひと はなし き
彼女は、人の話を聞かない。わたし はなし
だから、何でもなん 言える。ちょうどいい。

はは なに
母「何かほしいものはないの？おく 送ってあげるから」
わたし とく
私「特にない。こっちでか 買えるもん」

わたし
私「あ」
はは なに
母「何？」
わたし
私「ユンケル」
はは い
ぼやくように、母に言ってみる。
はは
母「あんた、お給料もらってるんだから、そのくらいじぶん か 自分で買いなさい」

わたし
私「うん」

か あ
どこまでも噛み合わない母と娘の会話。



ぽっぷ
より

ぽっぷの名称・開所時間変更のお知らせ

このたび平成26年4月1日よりぽっぷの名称が

「障がい者地域自立生活支援センター ぽっぷ」から、「障がい者相談支援センター ぽっぷ」に変わります。

また、開所時間も変更になりますので、ご注意ください。地域の障がい者(児)の皆さまに対する相談支援機能を強化するための変更ですが、ご相談いただける内容はこれまでと変わりませんので、今まで通り気兼ねなくぽっぷにいらしてください。ご迷惑をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

◎新しい名称について

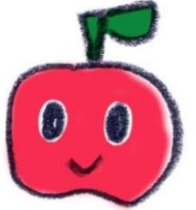
「三鷹市障がい者相談支援センター ぽっぷ」

◎開所時間について

営業日：月・火・木・金(9:00~17:00) 水(13:00~17:00) 土(10:00~17:00)

※水曜日と土曜日の開所時間に変更があります。

休業日：日曜日、祝祭日



みたかあい になげんあい 「三鷹愛、人間愛」

私は三鷹下連雀3丁目「ROBATA 二代目 心」という居酒屋の店長をしています。

宮城さんとの付き合いは五年程でしょうか。前店長と仲のよかった宮城さんを紹介していただき、今では私、スタッフ一同仲良くさせていただいています。

いつも楽しくお酒を飲んでいて、こちらでも楽しくさせてもらっています。

心(弊店)は段差が多く、決して障害者に優しい店とは言えません。しかし宮城さんとの出会いの中で頂いた言葉があります。それは「心はココロのバリアフリーだよ」という言葉でした。私は常々商売は人と人の繋がりと考えていたので、それが報われたと思い大変感激しました。

最後になりましたが、このような場をいただきありがとうございました。また仕事関係の方、お友達、イ・ケ・メ・ン(笑)との御来店お待ちしております！

ROBATA 二代目 心 星野洋平

ぽっぷくのはな唄

最近、若者の間で「略語」が流行って？いる。インターネットで検索してみると、複雑な、理解しがたい言葉がたくさん出てきた・・・あまりに衝撃を受けたので、いくつか挙げてみます。

「JK」=女子高生 「ブンブン」=セブンイレブン 「NHK」=なんかへんな感じ

「あさま」=ありがとうございます さらに、すごいの見た！

「ハムト」=公衆トイレのことだって。“公”の字をカタカナのハとムに分けて「ハム」・・・ただただ「へ〜」と圧倒されるばかり。

皆さんはどうですか？言葉の使い方は、その人の好みだからよし悪しは言えないけど、時代は変わるなあと漠然と感じております！

時代が変わると言えば、メール、ツイッター、フェイスブックなどの、相手と直接言葉を交わさないコミュニケーションツール。

本来のコミュニケーションとはやはり、相手と向き合うこと！向き合うからこそ、表情から、声のトーンから、身振り手振りから読み取れることが多くある。それは日々、忘れないように心がけたいものだ。略語もメールも便利だけど・・・略語は違うか。便利さ故に不便なこともあるよな〜。

時代の流れにうまく乗っかっていこ！

